

平成十四年三月一日受領
答弁第三五号

内閣衆質一五四第三五号

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出外務省の人事異動三年ルールに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出外務省の人事異動三年ルールに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「外務省の職員で、任期が三年以上の職員の役職名及び氏名」については、個人に関する情報であり、人事情報の管理の観点からも問題があるので、答弁を差し控えたい。

二から六までについて

川口外務大臣は、佐藤優外務省国際情報局分析第一課主任分析官（以下「佐藤主任分析官」という。）について、本年二月二十一日、人事に関する事務の責任者から佐藤主任分析官がそれまで同課に配置されてきた事情につき聴取の上、同月二十二日付けで佐藤主任分析官を大臣官房総務課外交史料館に配置換えするとともに、同日の記者会見においてその旨発表した。

右に述べた異動は、平成十三年十二月に発表した外務省の人事制度改革における「任期については、本省・在外とも最長三年を原則」とするとの方針を踏まえて行ったものである。

七及び八について

本年二月二十二日付けの佐藤主任分析官の異動について、外務省として、鈴木宗男衆議院議員に対し、

事前に情報を提供し、又は事後に連絡をしたことはない。

九について

特定の職員の人事について、その理由を明らかにすることは、これが個人に関する情報であり、人事情報の管理の観点からも問題があるので、答弁を差し控えたい。

一〇について

外務省においては、在任期間が三年を超えている職員については、健康上の理由で異動が困難な者等を除き、遅くとも本年八月ごろまでに異動させることとしている。